

各 位

会 社 名 株 式 会 社 山 善 代 表 者 名 代表取締役社長 長尾 雄次 (コード番号 8051 東証第 1 部) 問 合 せ 先 責 任 者 取締役 上級執行役員 管理本部長 山添 正道 (TEL 06-6534-3003)

株式給付信託(BBT)導入検討開始のお知らせ

当社は、2019年3月7日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)及び執行役員(以下、「取締役等」といいます。)に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)導入の検討を進めることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の詳細につきましては、後日開催する取締役会において改めて決議をした上で、2019年6月26日開催予定の第73回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議する予定であります。

記

1. 導入の背景及び目的

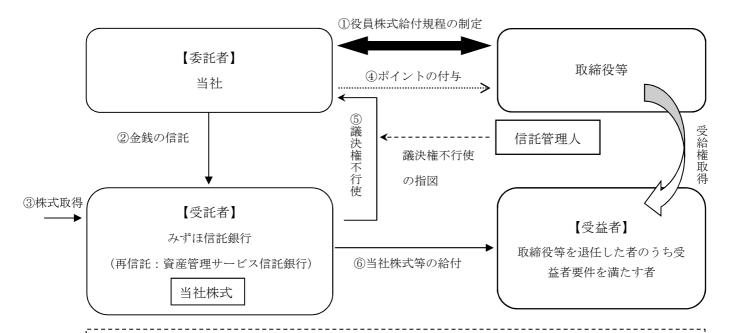
当社は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価 上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な 業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入を検討してい ます。

なお、本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、「本信託」といいます。)を通じて取得され、当社取締役会が定める「役員株式給付規程」に従って、当社の取締役等に対して、その役位や業績達成度等に応じて、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決 権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(ご参考)【本信託の概要】(予定)

①名称 : 株式給付信託 (BBT)

②委託者: 当社

③受託者: みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)

④受益者: 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満

たす者

⑤信託管理人: 当社と利害関係のない第三者を選定する予定

⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)

⑦取得株式の種類 : 当社普通株式

※上記内容は現時点での概要であり、今後の検討状況によっては変更する可能性があります。